

平成 31 年度 事業計画

当協会は、昭和 25 年に誕生して 70 年近く経ちますが、長年の願いであった当協会所有の事務所兼研修所(1 階に事務所と実習室、2 階に定員 110 名の研修室)が本年 3 月に JR 松山駅のすぐ西側に竣工し、労働安全衛生や労務管理に係る講習施設としては愛媛県下で最大規模の会場が完成しました。

快適な環境の中で、充実した講習や会議が開かれ、公労使が連携・交流することにより、愛媛県下の労働災害の防止、健康の保持増進、労働条件の適正化が推進されるものと思います。

さて、愛媛県内の経済は、緩やかな回復を続けていますが、雇用失業情勢は、有効求人倍率、正社員求人倍率とも高水準が続き、多くの業種に人手不足感が出ています。今後、少子高齢化に伴い、人手不足感は深刻になり、外国人労働者の増加や生産性の向上への一層の取り組みが必要になるとともに、昨年 7 月に成立した働き方改革関連法に基づき過重労働のない多様で柔軟な働き方への転換が求められます。

このような経済雇用情勢の中、当協会は昨年、「愛媛産業安全衛生大会の開催などによる、労働災害防止、健康保持増進、働き方改革実行計画などの行政機関の施策の周知啓発」「労働安全衛生法に基づく各種の技能講習や特別教育などの講習の実施」「事業場を支援するための研究会、優良事業場見学会、安全衛生相談会の開催」などを行い、格別、労働災害防止と働き方改革実行計画の周知に力を入れてきました。

しかしながら、昨年スタートした愛媛第 13 次労働災害防止推進計画への会員各位の取組努力にもかかわらず、愛媛県下の休業 4 日以上労働災害は、3 年連続での増加がほぼ確実となり、当協会及び会員事業場においては「安全と健康は、すべてに優先する」とのトップの決意表明のもとに、対策の改善や取組強化が求められています。

特に死亡災害は、いかなることがあっても発生させてはなりません。

本年度も当協会は、公益法人としてこれら課題を解決すべく、行政・関係団体との連携・協力の下、以下の「基本取組方針」にもとづき、平成 31 年度は以下の「具体的実施事業」「具体的活動事項」を行います。

【基本取組方針】

- ・ 事業場トップが率先して労働安全衛生活動や適正な労働条件の確保について取り組むよう各種大会や研修への参加を促すなど働きかけを強化します。
- ・ 法令水準保持向上事業では、安全衛生部会活動の充実、相談等に対する親切丁寧な対応などを図ってまいります。
- ・ 教育講習事業では、登録講習、特別教育等の開催のほか、管理監督者研修、能力向上教育などの専門講習を開催し、愛媛県下 6 支部のニーズに応じた研修科目を充実させて受講機会の利便を図ります。

- ・ 周知啓発事業では、機関誌「愛媛労働基準」やホームページの内容充実を図るとともに、労働災害防止キャンペーンや愛媛産業安全衛生大会等の諸行事の充実を図ります。

I 【具体的実施事業】

1 労働基準行政施策等の周知啓発事業

機関広報紙「愛媛労働基準」及びホームページによる関係法令及び愛媛労働局の行政施策等の情報を提供する。

厚生労働省・中央労働災害防止協会の主唱する全国労働安全週間（第92回）、全国労働衛生週間（第70回）等の労働災害防止キャンペーンを実施する。

行政の集団指導啓発の場である集団説明会を開催する。

2 法令水準保持向上促進事業

専門部会による企画検討により、労務管理・労災防止のセミナー・研修会や優良事業場見学会を開催する。

特定自主検査、定期健康診断等の実施など、法令遵守事項の勧奨に取り組む。

労働安全衛生、労務管理等にかかる相談助言活動を行う。

3 労働安全衛生教育講習事業

(1) 「法定登録教習機関」として、国の付託を受けて、作業主任者技能講習等を行政機関指導のもとに、適法適正に計画実施する。

(2) 安全衛生教育団体として、個々事業者にとり法定履行義務のある新入者雇入れ時安全衛生教育、特別教育、職長教育等を、多数の事業者の付託を受けて、自ら実施困難な中小規模の事業者及び事業場外資源の活用（アウトソーシング）を図る大規模事業者等に代わって行う「法定教育講習（事業者代位講習）」を適法適正に計画実施する。

(3) 安全衛生教育団体として、事業者の安全衛生配慮義務履行に係る安全衛生教育の実施への支援として、効果的な実践手法である危険予知訓練や危険体感研修、衛生管理者資格取得支援のための講習、管理監督者への労務・安全衛生研修等の「自主的な講習」を計画実施する。

4 産業安全衛生大会の開催等

行政・関係団体で構成する愛媛労働災害防止団体協議会に参画し、愛媛産業安全衛生大会（第81回）を開催するとともに、京都市で開催される全国産業安全衛生大会への出席を勧奨する。

5 各種受託事業の適正実施

中央労働災害防止協会から、企業への情報提供等の「地域安全衛生活動広報事業」、中小規模事業場の安全衛生相談を支援するための「中小規模事業場安全衛生相談事業」を業務受託し実施する。

全国労働基準関係団体連合会が受託した労務管理の適正化を図る「介護事業場就労

環境整備事業」等の業務を支部として実施する。

6 施設・設備・機器等の貸与の事業

松山市中心街に講習施設が竣工したことから、四国中央支部の施設を含めて、関係団体や会員等の要請に応じ、協会保有の施設・設備・機器等の利用貸与による支援活動を行う。

7 図書用品等斡旋販売事業

中央労働災害防止協会等が、日常労働災害防止用品の安定的低価格供給を望む全国の事業場に対して取り組む知識図書類や用品類の斡旋販売を取り扱う。

II【具体的活動事項】

○公益目的事業

1 労働基準行政施策等の周知啓発活動

(1) 関係法令等の周知啓発

機関紙「愛媛労働基準」の発行による行政施策の動向・法令改正等の周知

発行日 毎月10日 発行部数 2800部

配付先：会員、個別購読者、行政機関の窓口、会議・講習参加者、本部・支部事務所の窓口等

(2) 労働災害防止キャンペーンの実施

方策： 機関紙「愛媛労働基準」、ホームページによる周知

： キャンペーンツールは、特定法人中央労働災害防止協会の作成する啓発ポスター等を用いる。

： 各キャンペーンに賛同する事業場の啓発ポスター等の購入貼付によるキャンペーン周知を展開する。購入貼付事業場に対し、1枚は、職場外に見える啓発ポスター貼付を依頼し、「事業場の啓発意識の見える化」を推奨する。

① 全国安全週間（第92回：行政施策）キャンペーン

本週間7月1日～7日 準備月間6月1日～30日

② 全国労働衛生週間（第70回：行政施策）キャンペーン

本週間10月1日～7日 準備月間9月1日～30日

③ 年末年始無災害運動（第49回：中央労働災害防止協会の施策）

本運動期間12月15日～翌年1月15日 準備11月10日～

④ 安全衛生教育推進運動（第7回：中央労働災害防止協会の施策）

本運動期間12月1日～翌年4月30日

(3) 集団説明会の開催

協会6支部で、全国安全週間と全国労働衛生週間の前月である6月と9月に所轄労働基準監督署と連携のもとに開催する。（松山、新居浜、今治、八幡浜、宇和

島、四国中央の6支部)

2 法令水準保持向上促進活動の推進

(1) 専門部会活動等の推進

- ① 本部・支部において、必要に応じ、専門部会を開催し、労務管理・災害防止等の対策を検討する。専門研修、セミナー等の開催、又は優良事業場の見学会等を計画実施する。
- ② 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンターと連携し、次の研修を当協会の研修室において実施する。
化学物質のリスクアセスメント研修 平成31年5月22日(水)
職場リーダー向けリスクアセスメント研修 平成31年7月17日(水)
KYTトレーナー研修 平成31年10月17日(木)～18日(金)
事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修平成32年2月6日(木)～7日(金)
- ③ 愛媛RSTトレーナー会の活動を支援し、RSTトレーナーの資質の保持向上を図る。
- ④ 各支部では、次の業種別労災防止研究会等を計画実施する。
食料品製造業種労災防止研究会の開催(松山支部)
松山地区化学工業労働災害防止協議会の開催(松山支部)
優良工場見学及び安全衛生管理の事例学習(新居浜支部・今治支部・八幡浜支部・四国中央支部)
四国中央地域災害防止協議会の開催(四国中央支部)

(2) 法令遵守・水準向上の促進

法令遵守の勧奨

特定自主検査(動力プレス)、定期健康診断等の実施勧奨を行う。

四国中央支部は、地場健診機関と連携し、地域ニーズに対応した受診勧奨を図るとともに集団検診の場を提供する等の支援を行う。

(3) 相談助言の実施

中小規模事業場へ安全衛生相談を無料で行う「中小規模事業場安全衛生相談事業」を中央労働災害防止協会から受託し、愛媛産業安全衛生大会の会場で安全衛生コンサルタント等による相談を実施し、本部・支部においては日常の安全衛生相談業務体制を強化する。

ただし、複雑困難事案は、行政機関等適切な相談先を紹介する。

3 労働安全衛生教育講習事業

登録教習機関として「登録講習」を、登録養成講習機関として「安全衛生推進者等養成講習を、安全衛生教育団体として「事業者代位講習・自主講習」を、行政機関の指導や地域ニーズに応じた種目・時期・場所等を適法適正に計画し、実施する。

(1) 登録講習

①技能講習（本部担当）

【作業主任者】

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習、有機溶剤作業主任者技能講習、
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習、石綿作業主任者技能講習、
プレス機械作業主任者技能講習、乾燥設備作業主任者技能講習（6種類）

【就業制限】

ガス溶接技能講習、高所作業車運転技能講習、玉掛け技能講習（3種類）

②養成講習（支部担当）

安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習

これらの講習は、実施計画及び実施報告を作成し、監督管庁（愛媛労働局労働基準部健康安全課）に届け出る。

12月に愛媛労働局が開催する登録教習機関等連絡会議に参加する。

（2）事業者代位講習

変更事項

支部において、平成31年1月から開始したフルハーネス型墜落制止用器具の特別教育を引き続き実施する。

新たにカリキュラムが設定された熱中症対策に係る管理者向け教育を実施する。

安全管理者選任時研修、職長教育（安全衛生責任者教育を含むコースあり）、衛生管理者能力向上教育第1種、第2種（本部担当）4種類
アーク溶接等業務特別教育、研削といし取替え等業務特別教育、低圧電気取扱業務特別教育、高所作業車運転業務特別教育、5t未満クレーン運転業務特別教育、足場の組立て等業務特別教育、酸素欠乏危険場所における作業にかかる特別教育、特定粉じん作業特別教育、巻上げ機の運転の業務にかかる特別教育、ロープ高所作業特別教育、5t未満揚貨装置運転業務特別教育、産業用ロボットの教示・検査等の業務にかかる特別教育、有機溶剤業務従事者安全衛生教育、携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育、フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育、熱中症対策に係る管理者向け教育（支部担当）16種類

（3）自主的な講習

変更事項

本部において、管理監督者の育成支援のため、労務管理、メンタルヘルス、ハラスメント対策を学ぶ「管理監督者研修」を新たに実施する。

衛生管理者資格取得支援講習（第1種・第2種）

管理監督者研修（本部担当）3種類

危険予知訓練（KYT）、挟まれ巻き込まれ体験研修（支部担当）２種類

（４）免許試験の招致

指定試験機関（公益財団法人）安全衛生技術試験協会中国四国安全衛生技術センターの行う免許試験の出張実施を招致し、実施協力を行う。

愛媛地区出張特別試験：平成 31 年 9 月 7 日（土）～8 日（日）場所：松山大学

試験申請書申込受付：平成 31 年 7 月 10 日（水）～12 日（金）各支部事務所

郵送受付：平成 31 年 6 月 28 日（金）～7 月 11 日（木）必着 協会本部事務所

4 産業安全衛生大会の参画・開催等

- ① 愛媛産業安全衛生大会（当協会では、昭和 27 年の地区協会開催から第 81 回となる。）の開催

平成 31 年 10 月 3 日（水）13：30～

会場 松山市総合コミュニティセンター キャメリアホール

参加期待数：700 人

表彰制度の運営：労働安全衛生管理活動に係る努力を行っている事業場又は個人に対して、表彰を行う。

表彰数（当協会）：3（松山・今治・四国中央）

主催：愛媛労働災害防止団体協議会

事務局：当協会（各支部は、大会事務方として円滑運営に努める。）

- ② 全国産業安全衛生大会（中央労働災害防止協会・厚生労働省主催）への参加
平成 31 年 10 月 23 日（水）から 10 月 25 日（金）までの 3 日間、京都市で開催される。

全国産業安全衛生大会への参加及び参加勸奨を行う。

参加期待数：80 名

伝達研修：各支部専門部会等において、参加者が伝達研修を行う。

5 各種受託事業の適正実施

中央労働災害防止協会から、企業への情報提供等の「地域安全衛生活動広報事業」、中小規模事業場の安全衛生相談を支援するための「中小規模事業場安全衛生相談事業」を業務受託し実施する。

全国労働基準関係団体連合会から労務管理の適正化を図る「介護事業場就労環境整備事業」等を業務受託し実施する。

6 施設・設備・機器等の貸与の事業

協会の施設・設備・機器等の貸与は、現在、公益事業の範囲内で許されているが、関係団体や会員等の要請に応じ、将来の補修や建替費用等を確保するため、理事会及び愛媛県の承認、総会での定款変更決議を得て、収益事業として実施することを検討する。

本部の施設・設備・機器

全国労働基準関係団体連合会 月6000円

○収益事業等

1 図書用品等斡旋販売事業

中央労働災害防止協会が作製する安全旗、衛生旗、安全衛生旗、安全管理者や安全パトロールなどの腕章、安全表示板、職務表示ボードなどの日常的な安全衛生用品や安全衛生小冊子を各支部においてカタログ斡旋販売する。

2 (公社) 全国労働基準関係団体連合会の行う災害共済等事業への参加を継続する。

○協会組織及び業務処理体制の整備

1 会員の保持拡充

無料相談の実施、有益な内容の無料講習の開催、研修室の賃貸など、会員サービスを向上し、協会活動を周知し、特に製造業種以外の会員確保に努める。

2 本部・6支部体制の維持

地域間における産業活動の異なりを踏まえ、各支部は、相互に理解するとともに協力体制の確立に努め、6支部体制を保持する。

また、協会全体の円滑な運営のため、各支部とも収支の改善に努力する。

3 事務所及び講習施設の建設、補修、建替

協会所有施設については、平成20年の連合会及び6地区協会の組織統合時に予算化し、平成26年の公益法人認定の際に愛媛県に提出した教習施設兼事務所の建設計画にもとづき、本年3月に本部・松山支部の事務所及び講習施設の建設が実現した。

また、現在、協会が保有する事務所及び講習施設は、本部・松山支部と四国中央支部、事務所は八幡浜支部であるが、今後の講習施設の補修、建替えを考え当該積立金制度を設ける。

講習施設は、有効活用するとともに経費の削減を進める。

4 職員の職務執行及び職員研修の実施

公益社団法人としての協会の在り方を踏まえ、職員の資質向上を図るため、職員の資格取得や教育研修を計画的に実施する。

5 業務執行体制の整備

職員については、本部内に部課長制、支部に係長制を設け、Eメールアドレスを新規統一設置、職場内LANシステム導入などにより管理の明確化・適正化、円滑な伝達、業務の効率化を図っているが、勤務成績が反映されていないとの声があり、賞与査定などの人事評価制度の導入が必要となっている。

新居浜等の東予地区での登録講習の実施については、本部職員が松山市から長距離・長時間の移動を行い負担となっているとともに、トラブル時の講習開催のリスクがあることから、新居浜支部内に東予出張所を設けることを検討する。

外部講師については、新たな人材確保、謝金の値上げ等による処遇の改善が必要と

なっている。